

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 118

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.118

全北海道教職員組合

2020.1.28

変形労働制規則等について、道教委と2回目の交渉③

「校内全体で共通理解を図ることが重要」であり、校長の独断で活用を決定できません

●活用者本人との話し合い、共通理解だけでなく、職場全体での共通理解を

サービス監督教育委員会（市町村立学校の場合は市町村教委）が、制度導入の規則等を整備した場合には、各学校の判断により制度活用できることとなり、その判断は校長が行います。

道教委が示した質疑応答集には、対象者の決定にあたって「校長が教育職員と十分話し合った上で、個々の事情をよく酌み取り共通認識を持って活用されるもの」と、対象者との十分な話し合いと共通認識が求められています。

制度の活用は、学校全体に大きな影響が及びます。活用する教員との話し合いは重要ですが、それだけでは不十分です。職場全体での共通理解は、その後の教育活動を進める上でも必須です。

●全教育職員による検討、共通理解が必要だと、道教委に求める

25日の交渉では、①学校としての活用の決定は、全教育職員による検討のうえ判断されるべきであること、②学校としての活用が決定し、対象者の勤務の割振り等を定めた場合、学校内で認識を共有する必要があることについて、道教委の認識を質しました。

《道教委の回答》

- ①勤務時間の割振りは、最終的には学校運営全体を考慮し校長が決定するものであるが、本制度の活用にあたっては、円滑な学校運営を図る観点から、校内全体で共通理解を図ることは重要なことであると考えている。
- ②本制度の活用状況については、円滑な学校運営を図る観点から、校内全体で共通理解を図ることは重要なことであると考えている。

●全職員による検討と共通理解をふまえて判断することを、校長に求めましょう!

道教委の回答は、①②のいずれも、活用する本人だけでなく、「校内全体で共通理解を図ることは重要」だということです。

①については、「学校としての活用の決定」という場面についての回答ですから、学校として活用するかどうかが判断する際には、校内全体で検討し共通理解を図ることが必要になります。つまり、校長の独断で学校としての制度活用を決定することはできないということです。

この道教委の回答を校長に示し、全職員による検討と共通理解をふまえて判断することを求めましょう。